

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について

1 概要

9都道府県における緊急事態宣言の延長が決定されるなど、新型コロナウイルス感染症の日常生活への影響が長期化しており、生活に困窮している世帯へ途切れのない支援を行うことが必要である。

こうしたことから、国では、緊急小口資金、総合支援資金（初回貸付、再貸付）の申請受付期間を8月末まで延長するなど、従来の支援制度を拡充するとともに、新たに、総合支援資金の再貸付を終了した世帯等を対象とする自立支援金を支給し、生活困窮世帯の自立に向けた支援体制の強化を図るもの。

2 対象

総合支援資金の再貸付を終了した世帯等で、次の要件を満たす世帯を対象に支給する。（要件は、住居確保給付金のスキームに沿って設定。）

（1）収入要件

世帯収入の月額の上限額が、次の 、 の合計額を超えないこと。

市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12

住宅扶助基準額の上限（射水市3級地）

（2）資産要件

世帯の預貯金の合計額が、収入要件 の額の6カ月分を超えないこと。ただし、100万円を超えないこと。

（3）求職等要件

次の 、 のいずれかの要件を満たすこと。

ハローワークに求職申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。

就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合は、生活保護の申請を行うこと。

3 支給額（月額）

世帯区分	支給額
単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給可能。

4 支給期間及び支給方法

- (1) 支給期間 7月以降の申請月から3か月(申請受付は8月末まで)
- (2) 支給方法 申請者の指定口座に振り込み

5 申請窓口

市

社会福祉協議会(自立相談支援機関)と情報を共有し対応。

6 予算額(全額国庫負担)

10,000千円